

復興特区制度における復興計画の位置付けについて

栄村震災復興計画

復興推進計画

個別の規制、手続きの特例や税制上の特例等を受けるための計画

<記載事項>

- ①復興推進計画区域
- ②目標
- ③取組内容
- ④産業集積・居住・特例区域(定めた場合のみ)
- ⑤①,④の事業内容、実施主体、特別措置の内容

想定される主な規制の特例

公営住宅入居資格要件等の緩和 等

復興整備計画

土地利用の再編に係る特例許可・手続きの特例等を受けるための計画

<記載事項>

- ①計画区域
- ②目標
- ③土地利用方針
- ④復興整備事業に関する事項(名称、実施主体、実施区域、予定期間)
- ⑤計画期間

想定される主な復興整備事業の特例

今後の計画策定の状況により活用を検討

復興交付金計画

基幹事業(5省40事業)及び関連する効果促進事業(基幹事業費の35%)に関する計画

<記載事項>

- ①計画名称
- ②策定主体
- ③期間
- ④区域
- ⑤計画区域の被害状況
- ⑥復興に関する目標
- ⑦基金造成の有無及び設置時期
- ⑧事業概要及び震災被害との関係
- ⑨関連する復旧事業概要

想定される主な復興交付金活用事業

項目	事業名
道路関係	道路整備事業
住宅関係	災害公営住宅整備事業
	住宅・建築物耐震改修事業
農業関係	農業農村整備事業
下水道関係	浄化槽整備事業

想定される主な基金活用事業

復興に向けて既存の制度では対処できない事業

栄村の復興事業に係る財政支援措置について

通常

復興特区制度による特例
「復興交付金事業計画」を国に提出

その他既存の制度に
よって対処できない事業

基幹事業【5省40事業※】

効果促進事業

復興計画に基づく
地域づくりに必要な
ハード事業

基幹事業と関連する
ハード・ソフト事業

東日本大震災
復興特別区域法

(ねらい)
交付金及び
交付税の交付
により
被災団体の
負担をゼロに

一般財源(起債)
1/2

国庫
補助金
1/2

復興
交付金
1/4

震災復興
特別交付税
1/4

国庫
補助金
1/2

(上限:基幹事業費の35%)

震災復興特別交付税20%

復興交付金80%

+

取崩型復興基金

【長野県10億円】
(全額特交措置)

地域の実情に応じ、
弾力的かつきめ細かに
対処

【事業例】

- ・復興に向けた住民生活の安定に資する事業
 - ・復興に向けたコミュニティの再生に資する事業
 - ・復興に向けた地域の雇用維持に資する事業
- 等

※

- ・道路整備事業
- ・農業農村整備事業
- ・学校整備事業
- ・浄化槽整備事業

- ・災害公営住宅整備事業
- ・住宅・建築物耐震改修事業
- ・医療施設耐震化事業
- ・保育所等多機能化事業

- ・下水道事業
- ・木質バイオマス施設整備事業
- ・介護基盤復興まちづくり整備事業 等